

別添 1

# デジタル・ガバメント実行計画 (関係箇所抜粋)

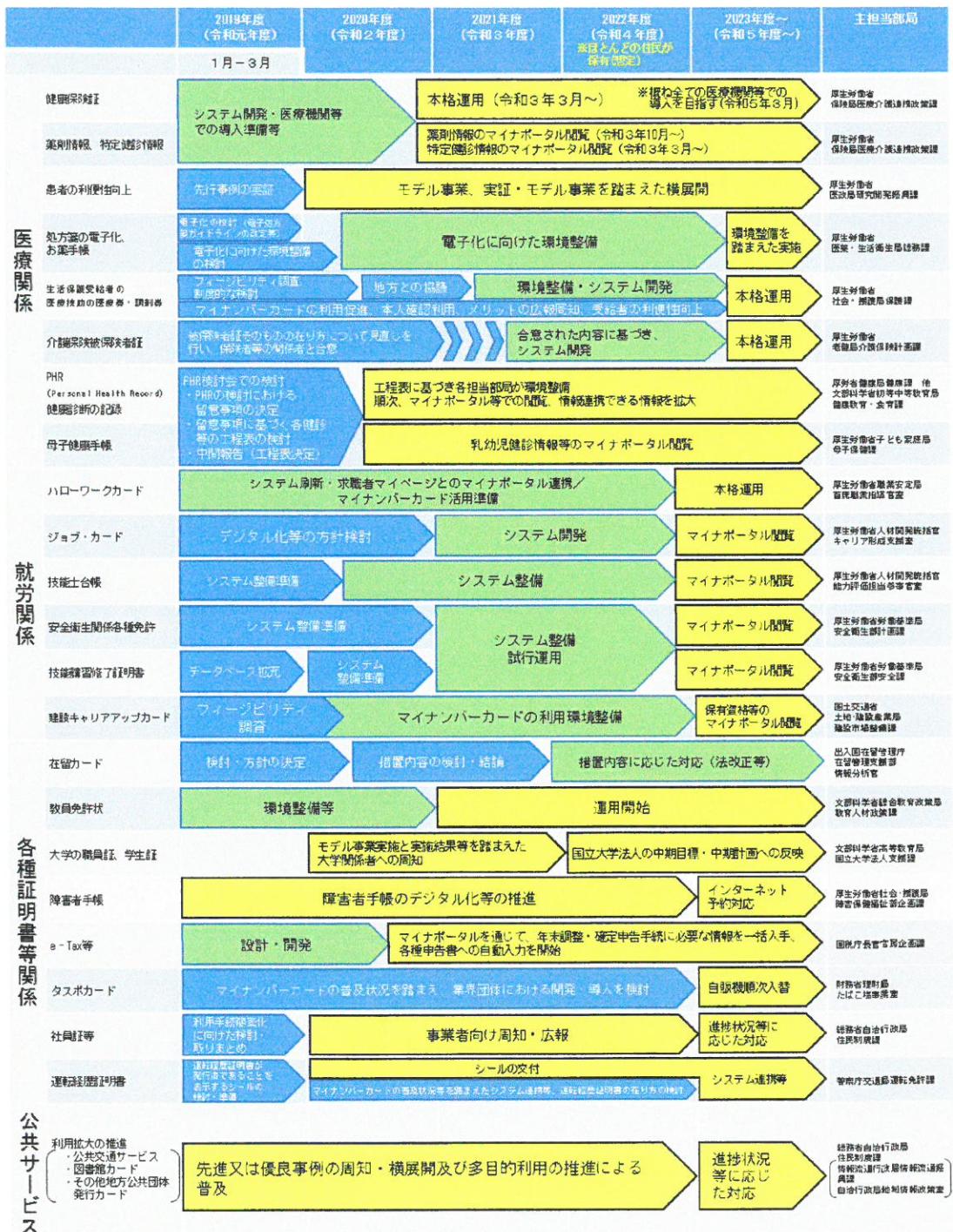
令和元年 12 月 20 日 閣議決定

## 7.4 マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進について（◎内閣府、内閣官房、関係府省）

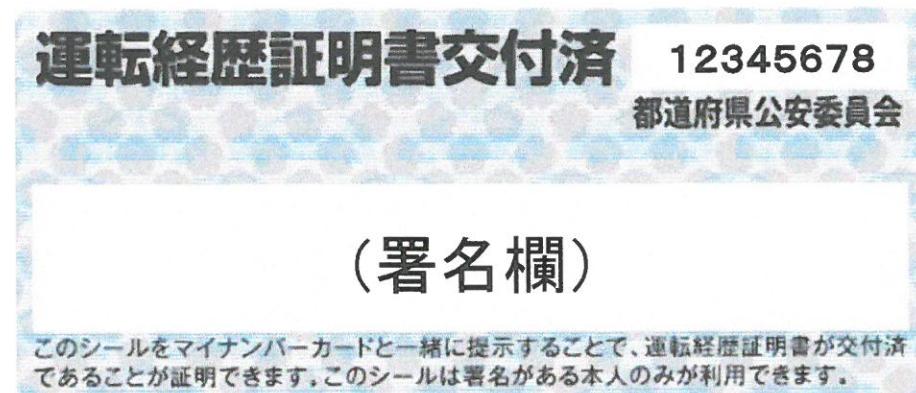
### （1）各種カード、手帳等との一体化等の推進

安全・安心で利便性の高いデジタル社会の構築に向け、マイナンバーカードを基盤として、既存の各種カード、手帳等との一体化等を別紙4の工程表に沿って推進する。

別紙4 マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化等に向けた工程表

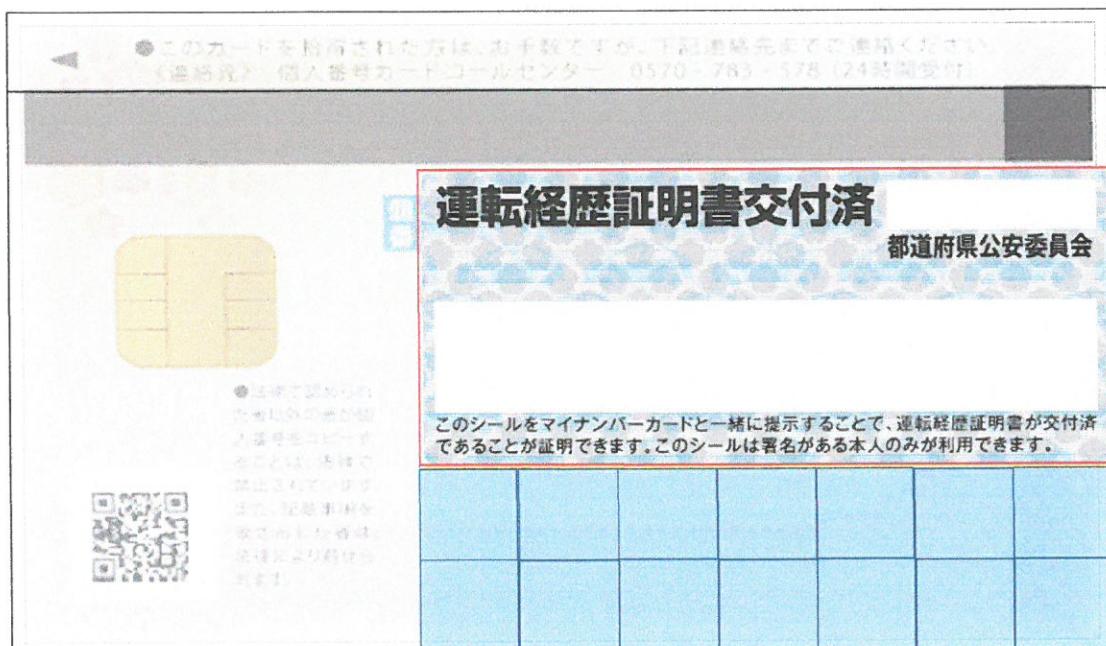


## 運転経歴証明書交付済シール



寸法: 24mm × 56mm

## マイナンバーカードケースへの貼り付けイメージ



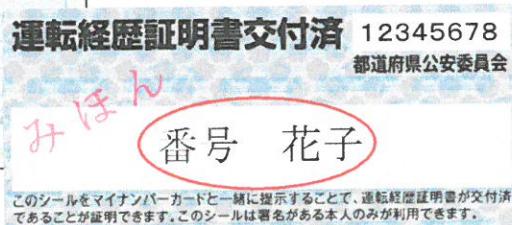
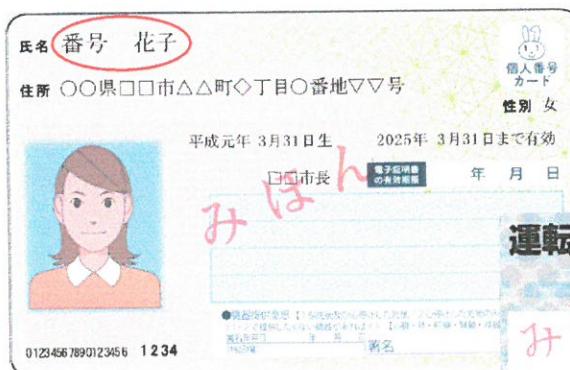
運転経歴証明書の保有者の方に  
サービスをご提供されている事業者の皆様へ

## 「運転経歴証明書交付済シール」のご案内

- ★ 運転経歴証明書の保有者の方は、「**運転経歴証明書交付済シール**」をマイナンバーカードと一緒に提示すれば、運転経歴証明書本体がなくても、**運転経歴証明書が交付済であることが証明できる**ようになりました。
- ★ バスやタクシーに乗車する際などに、**シールをマイナンバーカードと一緒に提示した方**については、運転経歴証明書を提示しなくても、割引等のサービスをご提供いただきますようお願いいたします。

### シールの見方

- 1 シールには、保有者の方の氏名が記入されています。
- 2 シールの保有者の方が、割引等のサービスを受けようとする際、**シールをマイナンバーカードと一緒に提示します。**
- 3 シールは、マイナンバーカードケースの裏面に貼付されています。  
**シールの氏名とマイナンバーカードの氏名が同一であることをご確認**のうえ、割引等のサービスをご提供いただきますようお願いいたします。



シールはマイナンバーカードと一緒に提示されます

シールを活用したマイナンバーカードの普及促進にご協力下さい！